

復興推進体制の整備

— 復興特区法、復興庁設置法、福島特措法 —

内閣委員会調査室 さくらい 櫻井 としお 敏雄・まさき 政木 ひろゆき 広行・やなせ 柳瀬 しよお 翔央

1. はじめに

東日本大震災からの復興に当たっての基本理念及び組織の在り方について定める東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号。以下「復興基本法」という。）は平成 23 年 6 月 20 日の参議院本会議において可決・成立し¹、復興基本法第 3 条に基づき決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「復興基本方針」という。）に沿って復興が進められているところである。

本稿は、復興基本法第 10 条に基づき制定された「東日本大震災復興特別区域法」（平成 23 年法律第 122 号）及び復興基本法第 24 条に基づき制定された「復興庁設置法」（平成 23 年法律第 125 号）並びに原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生を推進するために制定された「福島復興再生特別措置法」（平成 24 年法律第 25 号）について、成立までの経緯、法律の概要及び国会における主な論議をまとめたものである。

2. 東日本大震災復興特別区域法

（1）経緯

復興基本法第 10 条は、「政府は、被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限って、規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度（以下「復興特別区域制度」という。）を活用し、地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るものとし、このために必要な復興特別区域制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする」と規定している。

平成 23 年 4 月 11 日に閣議決定に基づいて設置された東日本大震災復興構想会議は、6 月 25 日に「復興への提言～悲惨の中の希望～」をとりまとめた。同提言には、「特区」手法の活用と使い勝手のよい自由度の高い交付金の仕組みの必要性が盛り込まれた。

また、7 月 29 日に決定された復興基本方針には²、「復興特区制度」の創設として、「地域が主体となった復興を強力に支援するため、オーダーメイドで地域における創意工夫を活かし、旧来の発想にとらわれず、区域限定で思い切った規制・制度の特例や経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設する。」とするとともに、使い勝手のよい交付金等として、「地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設する。」と記述された。

これらを踏まえ、10 月 28 日、国会に「東日本大震災復興特別区域法案」（以下「復興特区法案」という。）が提出された。

復興特区法案は、衆議院東日本大震災復興特別委員会において審査を行う中で、修正に向けた議論が行われ、11月29日、新たな規制と特例措置等に関する提案に関する事項、国と地方の協議会における協議結果の尊重義務に関する事項、復興交付金に関する事項等についての修正を内容とする修正案が民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、国民新党・新党日本及びたちあがれ日本の議員により提出された。

修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも委員会、本会議において全会一致で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、11月30日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日、東日本大震災復興特別委員会で趣旨説明を聴取し、12月1日及び2日に質疑を行い、採決の結果、全会一致で可決された。7日の本会議においても全会一致で可決・成立した。

(2) 法律の概要

ア 復興特別区域基本方針の策定

国は、復興特別区域（イの復興推進計画の区域、ウの復興整備計画の区域及びエの復興交付金事業計画の区域）における復興の円滑かつ迅速な推進に関する基本方針を定める。

イ 復興推進計画に基づく特別措置

- ① 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村等を全部又は一部の区域とする地方公共団体（特定地方公共団体）は、単独で又は共同して復興推進計画（個別の規制、手続の特例や税制上の特例等を受けるための計画）を関係地方公共団体等の意見を聴いた上で作成することができる。
- ② 民間事業者等は特定地方公共団体に対し、復興推進計画についての提案ができる。
- ③ 復興推進計画を国が認定することにより、規制、手続の特例、税制上の特例等の特別措置が適用される。
- ④ 特定地方公共団体は、国に対し、復興の円滑かつ迅速な推進に関する新たな特別措置を提案できる。民間事業者等は、特定地方公共団体に対し、国に対する提案をするよう要請することができる。

特定地方公共団体は、新たな規制の特例措置その他の措置について、国会に対し復興特別意見書を提出することができる。国会は復興特別意見書の提出を受けた場合、必要があると認めるときは所要の法制上の措置を講ずる。

- ⑤ 国の関係行政機関と特定地方公共団体は、県の区域ごとに、新たな特別措置その他の復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策に関し必要な協議を行うための協議会（国と地方の協議会）を組織することができる。

必要と認めるとき、国と地方の協議会に民間事業者等を構成員として加えることができる。特定地方公共団体は、国に対し、国と地方の協議会を組織するよう要請することができる。国は正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

国と地方の協議会において協議が調った事項について、国と地方の協議会の構成

員は尊重義務を負う。国は特定地方公共団体の講ずる措置の実施のため必要があると認めるときは、速やかに所要の法制上の措置を講じなければならない。

国は、国と地方の協議会における協議の経過及び内容について、適時かつ適切な方法で国会に報告する。この報告を受けて国会は、必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずる。

- ⑥ 特定地方公共団体は、復興推進計画の作成、実施に関し必要な事項を協議するため、復興推進協議会を組織することができる。

民間事業者等は、特定地方公共団体に対し、復興推進協議会を組織するよう要請することができる。特定地方公共団体は正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

復興推進協議会の会議において協議が調った事項について、復興推進協議会の構成員は尊重義務を負う。

ウ 復興整備計画に基づく特別措置

- ① 特定地方公共団体の市町村は、単独で又は都道府県と共同して復興整備計画（土地利用の再編等による復興整備事業を迅速に行うための特例許可、手続のワンストップ化、新たな事業制度の活用等の特例を受けるための計画）を作成することができる。

なお、復興整備計画の作成に当たっては必要に応じ国等への協議、関連地方公共団体、関係行政機関等から構成される復興整備協議会における協議、公聴会、公告・縦覧等の手続を経る。

- ② 復興整備計画の作成・公表により、復興整備事業等に関する特例が適用される。

エ 復興交付金事業計画に基づく交付金

- ① 特定地方公共団体の市町村は単独で又は都道府県と共同して、特定地方公共団体の都道府県は市町村と共同して復興交付金事業計画（著しい被害を受けた地域の復興に必要な交付金事業に関する計画。地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業又は事務を含む）を作成し、国に提出することができる。

- ② 復興交付金事業計画に基づき、国は予算の範囲内で交付金を交付することができる。交付金の交付に当たり、創意工夫を発揮して事務事業を実施することができるよう十分に配慮する。

- ③ 国は、原子力損害賠償法により原子力事業者が賠償すべき損害に係るものについても、復興交付金を交付することができる。国が当該原子力事業者に対して、当該復興交付金の額の限度において求償することを妨げない。

- ④ 国は特定地方公共団体に対し、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。また、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、適切な配慮をする。

オ その他

この法律の施行後5年以内に、施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる。

(3) 主な論議

ア 条例の上書き権と復興特別意見書

被災地からの新たな要望への対応措置については、条例による法令の上書き権を含め、衆議院でどのように修正されたかについて質された。これに対し修正案提出者より、①国と地方の協議会における協議結果についての国会報告、②認定地方公共団体等の国会に対する復興特別意見書の提出についての規定が追加されるとともに、国会はこれらの報告又は提出を受けた場合に、必要があると認めるときは所要の法制上の措置を講ずることとしており、個別の法律の改正により規制事項を条例に委任するなどの法整備が可能となるため、条例による法律の上書き権の趣旨は十分に実現できるとの見解が示された³。

イ 漁業権の特例

漁業法の特例措置として、特定区画漁業権⁴について地元漁協の優先的な免許を規定している漁業法の規定にかかわらず、県知事が地元漁民を7割以上含む法人又は地元漁民を7人以上含む法人に対しても、第一順位として県知事が免許をすることができる旨の特例が設けられたことに対し、浜の秩序の崩壊や地元漁民が職を失うことについての懸念が示された。

これに対し鹿野農水大臣は、知事が直接免許を付与できる法人の要件として、他の漁業者と協調すること、経理的基礎を有すること等の法定基準を満たした者としてとすることなど、漁業者の懸念に応えるべき様々な規定を設けており、地元漁業者主体による養殖業の再開と地域の復興に資すると考えている旨の答弁をしている⁵。

ウ 復興交付金

復興交付金の対象事業が、基幹事業の上に効果促進事業が乗っている2階建ての制度設計になっている理由及び衆議院修正により地方の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業が含まれたことで、県外で行われるソフト事業たる効果促進事業⁶も対象になり得るかが質された。

平野復興担当大臣は、被害の大きい地域ほど事業ニーズが生じることからすれば、基幹事業の事業量に応じて効果促進事業の配分額を決定することが合理的であるとの考え方で制度設計をしたとし、また、修正案の提出者からは、県外の避難先において行うソフト事業についても地元市町村で行われる基幹事業と何らかの関連性があれば交付対象とすべきであるとの答弁があった⁷。

3. 復興庁設置法

(1) 経緯

復興基本法第24条は、復興庁の設置に関する基本方針として、①できるだけ早期に、別に法律で定めるところにより復興庁を設置すること、②復興庁は復興に関する企画・立案・総合調整のみならず、復興に関する施策の実施についてもつかさどるものとして、③復興庁の設置の際に東日本大震災復興対策本部を廃止し、その機能を復興庁に引き継ぐこと等を

規定している。

また、復興基本方針には、復興庁に関して、①復興に関する国の施策に関し、既存省庁の枠組みを超えて地方公共団体のニーズにワンストップで対応できるようにすること、②復興庁についての検討を集中的に行うための体制を立ち上げること等が定められた。

これらを踏まえ、平成 23 年 8 月 25 日、復興庁について集中的に検討を行うための体制として復興庁設置準備室が設置され、11 月 1 日、国会に「復興庁設置法案」が提出された。

復興庁設置法案は、11 月 24 日、衆議院本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、衆議院東日本大震災復興特別委員会における審議と並行して修正に向けた協議が行われ、12 月 6 日、所掌事務規定に関する事項、復興大臣の勸告の尊重義務に係る規定に関する事項、復興局に関する事項等についての修正を内容とする修正案が民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、国民新党・新党日本及びたちあがれ日本の議員により提出された。同日、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも特別委員会、本会議において多数をもって可決され、参議院に送付された。

参議院においては、12 月 7 日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日、東日本大震災復興特別委員会で趣旨説明を聴取し、12 月 8 日に質疑を行い、採決の結果、多数をもって原案通り可決された。12 月 9 日の本会議においても多数をもって可決され、成立した。

(2) 法律の概要

ア 設置

内閣に、復興庁を置く。

イ 任務及び所掌事務

- ① 復興庁は、復興基本法の基本理念にのっとり、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けることを任務とし、当該任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務等をつかさどる。
- ② 復興庁は、復興基本法の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とし、当該任務を達成するため、次に掲げる事務等をつかさどる。
 - ・東日本大震災からの復興に関する行政各部の事業を統括し及び監理すること。
 - ・東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の要望を一元的に受理するとともに、当該要望への対応に関する方針を定め、これに基づき当該要望に係る事業の改善又は推進その他の措置を講ずること。
 - ・東日本大震災からの復興に関する事業を、自ら執行し、又は関係行政機関に事業に係る予算を配分すること等により執行させること等により、実施すること。
 - ・東日本大震災からの復興に関する事業に関し、関係地方公共団体の求めに応じて、政府全体の見地から、情報の提供、助言その他必要な協力を行うこと。
 - ・東日本大震災復興特別区域法の施行に関すること。
 - ・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に関すること。

- ・その他東日本大震災からの復興に関する施策に関すること。

ウ 組織

- ① 復興庁の長は、内閣総理大臣とする。
- ② 復興庁に、復興大臣を置く。復興大臣は、内閣総理大臣を助け、復興庁の事務を統括する。復興大臣は関係行政機関の長に対する勧告権を有し、関係行政機関の長は復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならない。
- ③ 復興庁に副大臣 2 人を置くほか、他の府省の副大臣・大臣政務官を兼務する副大臣・大臣政務官を置くことができる。復興大臣の指定する副大臣・大臣政務官は、各復興局を担当する。
- ④ 復興庁に、内閣総理大臣を議長、復興大臣を副議長とし、他の全ての国务大臣及び内閣官房副長官等をもって組織する復興推進会議を置く。
- ⑤ 復興庁に、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者をもって組織する復興推進委員会を置く。
- ⑥ 復興庁に、地方機関として、岩手県、宮城県及び福島県に復興局を置く。復興局は、東日本大震災からの復興に関する各種の事業の推進に関し、関係行政機関及び関係地方公共団体の職員、民間事業者等が参加して必要な協議、調整を行うための組織体に関する事務を含む復興庁の所掌事務を分掌する。

エ 設置期限

復興庁は、別に法律で定めるところにより、平成 33 年 3 月 31 日までに廃止するものとする。

オ その他

- ① 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ② 政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告しなければならない。

(3) 主な論議

ア 復興庁の意義と役割

復興基本法は、復興庁の所掌事務として、復興に関する施策の企画・立案・総合調整のみならず、復興に関する施策の実施についてもつかさどると規定している。しかし、復興庁設置法案の原案において、復興に関する施策の実施事務が、復興特区制度や復興交付金に関する事務等に限定されていたことから、「復興基本法の考え方とずれがある」「ワンストップ対応ができるか心配である」「復興対策本部と変わらない」等の指摘⁸が相次いでなされ、衆議院において所掌事務を追加する修正が行われた。

衆議院の修正を踏まえた上で、復興庁を設置する意義と役割について問われた野田総理大臣は、「復興庁は、市町村が復興事業を円滑かつ迅速に行えるよう、各府省の縦割りを超え、かつ被災地の要望等にワンストップで対応することが重要であるため、復興交付金や復興特区制度に加え、勧告権や各府省の復興関係予算要求の調整権を含む強い総

合調整権などの権限を担うこととしていた。衆議院における修正により、これに加えて、被災自治体から一元的に受理した要望に基づき対応方針を策定し、各府省の復興事業に係る予算を一括して要求するとともに、各府省の復興事業について、実施に関する計画を策定し、各府省に予算を配分し、執行させるなど、政府全体の司令塔として更に強力な実施権限を担うこととされたものと認識している⁹と述べた。

イ 復興庁の本庁の所在地及び復興庁の人材

復興庁の本庁を、被災地に設置するべきであるとする旨の意見が強く主張されていたが、野田総理大臣及び平野復興担当大臣は、「復興庁の本庁については、各府省に対する総合調整や立法府への対応、復興事業に係る予算の一括要求などのため、東京に置く必要があると考えている。今後、政府部内において検討を進め、設置までに最終的な判断をする¹⁰」と答えるにとどまり、平成24年2月10日、復興庁は東京に本庁を置いて発足した。

また、復興庁の人材をどのように確保するのかという問いに対して、野田総理大臣及び平野復興担当大臣はともに、「復興庁の職員については、被災自治体への支援や、そのニーズに対するワンストップでの対応を実現するとともに、衆議院の修正により大幅に強化された実施事務の対応に万全を期するため、各府省の制度や復興施策に詳しく、何より熱意ある人材を確保したいと考えており、各府省からの出向者とともに、自治体や民間¹¹などからも幅広く人材を確保する¹²」旨答弁している。

ウ 復興局の役割及び復興局が設置されない被災地域における支援体制

復興局の役割について、平野復興担当大臣は、「復興局には本庁と同様な強力な総合調整権を付与し、各省の出先機関の復興事業の進行調整や各出先機関による合同支援チームの編成、派遣等を行うとともに、被災自治体からの要望にワンストップで対応する。また、副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当することにより、可能な限り復興局で判断ができる体制をとる¹³」と答弁している。

また、復興局が設置されない被災地域においても、復興のための支援が必要であることに鑑み、平野復興担当大臣から「復興局が置かれる三県以外の被災地域については、復興庁の本庁が直接担当するが、その担当窓口を明らかにするとともに、例えば支所の設置、合同支援チームの派遣など、必要な支援を行う¹⁴」との答弁があった。

なお、復興庁の発足時より、岩手復興局には宮古支所及び釜石支所、宮城復興局には気仙沼支所及び石巻支所、福島復興局には南相馬支所及びいわき支所、青森県及び茨城県にはそれぞれ事務所が設置されている。

4. 福島復興再生特別措置法

(1) 経緯

福島県は東日本大震災の被災地であるだけでなく、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害という特別な事情を抱え、多くの住民が現在も避難を余儀なくされている¹⁵。

平成 23 年 8 月 27 日、原子力災害からの福島県の復興及び再生に向けた対策等を協議するため、国と福島県が共同で「原子力災害からの福島復興再生協議会（以下「協議会」という。）」を設置し初会合を開催したところ、福島県知事から広範囲、長期間に及ぶ原子力災害に対応するため、地域再生の特別法制定について要請があった。これに対し平野復興担当大臣¹⁶は立法化する方針を固めたことを強調し、更に県が示した環境回復と民生の安全・安定、警戒区域などのふるさと再生と行政機能の確保、産業の地盤沈下防止と復興を特別法案の骨子とする考えを示した。

その後協議会は平成 24 年 2 月までに 4 回開催され、第 4 回の協議会において福島県側出席者は、政府が立法化しようとする特別法について、地元の提案をある程度反映したものであると大筋で評価した。これを踏まえ政府は平成 24 年 2 月 10 日、「福島復興再生特別措置法案」（以下「福島特措法案」という。）を国会に提出した。

福島特措法案は衆議院東日本大震災復興特別委員会において審査を行う中で修正に向けた協議が行われ、3 月 8 日には目的規定に関する事項、避難解除等区域¹⁷復興再生計画に基づく国による公共施設の工事の代行に関する事項、福島¹⁸の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置に関する事項等についての修正を内容とする修正案が民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、新党きづな、国民新党・新党日本及びたちあがれ日本の議員により提出された。

修正案及び修正部分を除く原案はいずれも委員会、本会議において全会一致で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、3 月 26 日の東日本大震災復興特別委員会で趣旨説明を聴取した後 3 月 27 日、28 日及び 29 日に質疑を行い、採決の結果、全会一致で可決された。3 月 30 日の本会議においても全会一致で可決され、成立した。

（２）法律の概要

ア 趣旨

- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生を推進する。
- ・福島の地方公共団体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として福島復興再生基本方針を策定し、それに基づき特別の措置を実施する。
- ・国と福島との協議の場として協議会を法制化する。

イ 特別の措置の概要等

- ① 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置
 - ・公共施設の工事（道路、河川等）を国が自ら施行する。
 - ・公共施設の清掃等、生活環境整備事業を実施する。
 - ・課税の特例（避難解除区域内での機械等の取得や被災者雇用への特例）を設ける。
 - ・公営住宅への入居資格の特例を設けることなどにより、避難者の居住の安定の確保を図る。
- ② 放射線による健康上の不安の解消等安心して暮らすことのできる生活環境の実現のため、健康管理調査、除染等の迅速な実施、調査研究の推進、国民の理解を深め

るための措置、教育機会の確保、医療・福祉の確保など必要な施策を講ずる。

③ 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

- ・規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）を設ける。
- ・東日本大震災復興特別区域法の課税の特例を含む復興推進計画を福島県のすべての市町村が策定できるようにする措置等を講ずる。
- ・農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興などに向け、必要な施策を講ずる。

④ 再生可能エネルギー源の利用、高度な医療の提供等に関する研究開発拠点の整備など研究開発の推進、企業立地の促進など、新たな産業の創出等に寄与する取組を重点的に推進するための措置を講ずる。

⑤ その他

- ・新たな規制の特例措置等に関する提案等に関する規定を整備する。
- ・この法律の施行後3年以内に、この法律の規定について検討を加え、必要な措置を講ずる。

(3) 主な論議

ア 風評被害対策

東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害について平野復興大臣は「風評被害の克服に向けてまず福島県民が自ら動く、それからまた外から風評被害の解消に向けて様々な支援をするという、そういう動きも今起こりつつあり、こういった動きについてはしっかりと国も支援をしなければならない」旨答弁¹⁹している。

しかし、東日本大震災の発生以降、風評被害を克服するための重要な要素となる「安全」と「安心」が同義語ではなくなっている。とりわけ食の安全に関しては食べ物・飲物に含まれる放射性物質が安全基準以下でも、消費者は安心できないと言われている。

平野復興大臣からも「息の長い取組というふうに認識してこれから取り組む必要があると思う」旨の答弁²⁰があったが、風評被害を克服するためには相当粘り強く、長期的な取組が必要となってくるであろう。

イ 18歳以下の福島県民の医療費無料化

福島県は、協議会が発足した当初から政府に対し、18歳以下の県民の医療費無料化を強く求めていた。これについて第3回の協議会（平成24年1月8日）に出席した野田内閣総理大臣から「きちっと結論を出していきたい」旨の発言²¹があったが、第4回の協議会（2月4日）において「法制化は困難である」旨の報告²²があり、福島特措法案の政府提出案には18歳以下の医療費無料化は盛り込まれなかった。

その後衆議院において修正が行われ、その中で18歳未満の子供に対する医療費について一定の措置が盛り込まれた。その趣旨について修正案提出者は「国は福島県に

対し、住民の健康を守るための事業の実施を目的として設置された基金や復興再生のための施策を実施するための基金について、国は必要な財政上の措置を講ずるものとし、また、住民の健康を守るための事業の実施を目的として設置された基金について、その対象を拡大して、住民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための事業に至るまで幅広く活用することができる旨を規定している。この県が実施する事業には、18歳未満の子供に対する医療費の助成、また子供に対するガラスバッジ、フィルムバッジ等の簡易線量計の配付、また、その他、ふくしまっ子体験活動や、公園、通学路の除染等、様々なものがある。このような多様な事業を適時適切に行うことによって、住民の健康と命を守ることができるものと考えている」旨答弁²³している。

ちなみに、国からの交付金（平成23年度第2次補正予算に計上された962億円）をもとに福島県が造成した「福島県民健康管理基金」は、医療費の無料化に必要な経費だけでなく、健康調査の実施やホールボディカウンター等による検査体制の強化等にも活用される。

なお、福島県内の各市町村は、東日本大震災が発生する前から独自に子供の医療費無料化に関する施策を実施しているため、福島県は18歳以下の県民の医療費の無料化に向け必要となる予算を年間47億円と試算している²⁴。

ウ 目的規定の修正

衆議院において福島特措法案の審査を行う中で、第1条の目的規定も修正の対象となった。第1条に「これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任」を追加した理由について修正案提出者は「国にこれまで原子力政策を推進してきた社会的な責任があるのは事実であり、今般の原子力災害による深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興再生について、国がそのような社会的責任を踏まえて可能な限り最大限の措置を講ずるのは当然のことであるというのがその趣旨である」旨答弁²⁵している。

これについては、衆議院東日本大震災復興特別委員会における審査の中で、「目的規定に『国の社会的な責任』という語句を入れたことは歓迎するが、電力事業者の責任について触れていない」旨の指摘²⁶があり、修正案提出者からは「東京電力に責任があるというのは当然のことであるので、書かなかった」旨の答弁があった。

5. おわりに

本稿で紹介した法律が成立したことによって、東日本大震災からの復興に向けた基本的な国の体制は整備されたことになる。

しかし、東日本大震災復興特別区域法については、同法に定められた復興交付金の使い勝手が悪い旨が、また復興庁設置法については、復興庁が設置から3か月を経過した今も期待された役割を果たしていない旨が報じられている²⁷だけでなく、国会においても議論となっている²⁸ところである。

被災地や被災者の声に十分耳を傾け、今後も被災地の復興に向けて息長くその責務を果

たしていくことが国に求められる。

- 1 寺西香澄「東日本大震災からの復興に向けた第一歩～東日本大震災復興基本法案～」『立法と調査』318号(2011.7)参照。
- 2 基本方針は8月11日に改定された。
- 3 第179回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第8号12頁(平23.12.2)
- 4 特定区画漁業権とは、ひび建養殖業、藻類養殖業、垂下式養殖業、小割り式養殖業、第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権をいう。
- 5 第179回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第8号17頁、19頁(平23.12.2)
- 6 「ソフト事業たる効果促進事業」とは、基幹事業と関連した復興のためのハザードマップの作成やまちづくりワークショップの開催などをいう。
- 7 第179回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第7号16頁(平23.12.1)
- 8 第179回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会会議録第11号2頁、4頁、6頁(平23.12.2)
- 9 第179回国会参議院本会議会議録第11号4頁(平23.12.7)
- 10 第179回国会参議院本会議会議録第11号7頁、9～10頁(平23.12.7)、第179回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録10号第17頁(平23.12.8)
- 11 平成24年4月1日付で、企業連携に係る復興庁の体制を強化するために「企業連携推進室」が復興庁に設置され、経済団体等から民間人材が派遣されている。
- 12 第179回国会参議院本会議会議録第11号5頁、8頁、10頁(平23.12.7)
- 13 第179回国会参議院本会議会議録第11号7～8頁(平23.12.7)
- 14 第179回国会参議院本会議会議録第11号8頁(平23.12.7)、第179回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第10号2頁、21頁(平23.12.8)
- 15 東日本大震災による人的被害(平成24年5月9日現在)のうち福島県においては死者1,605名、行方不明者214名であり、福島県の建築物被害(同)は全壊20,573戸、半壊67,926戸、一部破損155,139戸となっている(『平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置』警察庁緊急災害警備本部資料)。また、福島県の避難者等の数は161,331名(福島県から県外に避難している者を含む。平成24年4月5日現在)に上っている(『全国の避難者等の数』復興庁資料)。
- 16 本稿では協議会における特別法に関する議論が復興庁設置法の施行前になされたため「平野復興担当大臣」とし、衆参両院における福島特措法案の審査は復興庁設置法の施行後になされたため「平野復興大臣」とした。
- 17 「避難解除等区域」とは、福島復興再生特別措置法第4条第2号以下の規定により、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して内閣総理大臣等が行った避難指示がすべて解除された区域(避難解除区域)及び当該避難指示が近く解除される見込みであるとされた区域を指す。
- 18 福島復興再生特別措置法において「福島」とは、同法第4条第1号の規定により、福島県の区域を指す。
- 19 第180回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第4号22頁(平24.3.27)
- 20 第180回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第4号23頁(平24.3.27)
- 21 『第3回原子力災害からの福島復興再生協議会 議事概要』<<http://www.reconstruction.go.jp/topics/3gijigaiyou.pdf>>
- 22 『福島復興再生特別措置法案の概要に対する福島県内市町村からの意見について』(第4回原子力災害からの福島復興再生協議会資料3-4)<http://www.reconstruction.go.jp/topics/03-4_4houan.pdf>
- 23 第180回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第4号21～22頁(平24.3.27)
- 24 『福島民報』(平24.5.15)
- 25 第180回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第5号11頁(平24.3.28)
- 26 第180回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会会議録第6号8頁(平24.3.8)

- 27 復興交付金の使い勝手については『日本経済新聞』（平 24.3.8）など、復興庁の評価については『毎日新聞』（平 24.5.11）など
- 28 復興交付金の使い勝手については第 180 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第 4 号 10～11 頁（平 24.3.6）など、復興庁の評価については第 180 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会議録第 3 号 19 頁（平 24.3.26）など